

議決権の行使に関する方針（国内株式）

2003年5月26日制定
2023年10月31日改正
2023年12月1日適用

大和アセットマネジメント株式会社

当社は、金融・資本市場を通じて社会及び経済の発展に資することを企業理念として掲げており、議決権の行使はかかる目的に向けて非常に重要な役割を担っていると考えています。そのため、当社の「議決権の行使に関する方針」について多くの方々に理解していただくべく、その詳細を公表しています。特に、投資先企業に賛否判断の理由を把握していただくことは、投資先企業との建設的な対話にも資するものと考えています。

I. 議決権行使の基本姿勢について

1. 議決権行使にあたっての基本姿勢

当社は受託者責任を遂行し、投資先企業の中長期的価値や持続可能性の向上を目指すと同時に、少数株主利益にも配慮した議決権行使を行います。

当社は、原則として行使権限を有する全ての投資先企業の株式について、アクティブ運用とパッシブ運用で区別すること無く、議決権行使します。

当社は、CIO（Chief Investment Officer）の統轄の下、スチュワードシップ活動に関わる運用本部の関係者で構成される「スチュワードシップ委員会」を設けています。議決権行使における賛否は、スチュワードシップ委員会において定めた基準（以下「賛否判断基準」といいます。）に基づき、当社自身が主体的に判断します。

2. 賛否判断に対する基本的な考え方

当社は、中長期的な企業価値の向上または少数株主利益の保護の観点から、適当と判断する場合に賛成行使をします。

賛否判断基準は、投資先企業との建設的な対話に資するものとすべく、客觀性を高め、説明性に富み、出来るだけ明確な基準とする事を目指して作成しています。

また賛否判断基準は、投資先企業との対話を通じて得られた知見や、企業を取り巻く社会・経済・政治情勢や経営環境の変化等を反映し、投資先企業の企業価値の向上と持続的成長に資するものとすべく継続的に見直し、適宜改定します。

3. 譲決権の行使に係る意思決定プロセス

当社は、賛否判断基準に基づいて賛否を決定し、譲決権行使します。

ただし、経済・社会情勢の変化や当該企業の個別事情等から、賛否判断基準の適用がかえって、受託者責任の遂行、あるいは投資先企業の中長期的価値や持続可能性の向上に資さないと考えられる場合には、投資先企業との対話等も踏まえて、スチュワードシップ委員会において個別に審議の上、賛否を決定することがあります。

また、提案内容の個別性が強い等の理由で、あらかじめ賛否の基準を類型的ないし一律に定められない議案については、スチュワードシップ委員会で個別に審議の上、賛否を決定します。

スチュワードシップ委員会は、当社と資本関係を有する企業（大和証券グループ本社等関連会社）や営業上の関係を有する企業（当社投資信託の販売会社およびその親会社）に対する譲決権行使を、利益相反が生じ得る特定の場合として管理します。これらの企業の議案のうち、当社の賛否判断基準において「個別に検討する」と定められている議案にあっては、外部の専門機関（グラス・ルイス社）の推奨に従って譲決権行使することにより、利益相反の排除と、行使判断の中立性を確保します。ただし、スチュワードシップ委員会において、企業価値及び少数株主利益の向上の観点から当該推奨に従うことが適切でないと判断した場合には、独自に賛否を決定することとします。利益相反管理対象企業への譲決権行使内容については、定期的に、社外取締役と利益相反管理統括責任者である法務コンプライアンス担当役員で構成する「スチュワードシップ監督委員会」（以下「監督委員会」といいます。）に報告します。監督委員会は、利益相反管理に問題があると判断した場合にはCIOに対して勧告を行うことで、利益相反の排除と中立性の確保に努めます。なお、スチュワードシップ委員会の求めに応じて、スチュワードシップ委員会における個別審議または賛否の決定の前に、監督委員会の助言を受けることができるものとします。

投資先企業との建設的な対話

(1) 譲決権の行使に関する方針

(2) 議案の精査

①「譲決権の行使に関する方針」に基づき賛否判断を行う議案

②あらかじめ個別に検討することを「譲決権の行使に関する方針」に定めている議案

③個別審議が必要であると考えられる議案

(3) 個別審議

(4) 議案の賛否判断

(5) 譲決権行使

(6) 譲決権行使結果の個別開示

II. 議決権行使の賛否判断基準

1. 国内株式

当社は、以下の基準に基づいて、全議案を精査し、投資先国内企業の議決権行使する。ただし、投資先企業の状況や建設的な対話（エンゲージメント）の内容等によっては、投資先企業の中長期的価値や持続可能性の向上の観点から、以下の基準とは異なる判断を行う場合がある。

(1) 取締役（社外取締役を除く）の選任

以下に該当する企業の取締役（社外取締役を除く）の選任については、反対する。

① 企業の社会的信頼を損なわせる重大な事象（違法行為、反社会的行為、不祥事等）があったと判断した企業において、当該事象に関して責任があると判断した候補者。なお該当企業は個別に検討するが、その際には業績または企業価値への影響や社会的責任の観点などから総合的に判断する。

② 経営成績に問題がある、または株主資本の有効活用に問題があると判断した企業の、直近3期（決算期）以上在任した再任候補者（指名委員会等設置会社については、執行役としての在任期間も含める）。ただし一部の業態については、適用除外とする場合がある。

(*)経営成績または株主資本の有効活用に問題があると判断する基準は、以下の条件のいずれかに該当する企業。

・条件1：3期連続赤字の企業。なお赤字か否かの判断には、親会社株主に帰属する当期純利益を用いる。

・条件2：以下の（i）および（ii）に該当する企業。

（i）直近3期のROEがすべて、同一業種内下位33%水準を下回っている企業。ただし、ROEが直近2期上昇傾向にある企業については適用除外とする場合がある。

（ii）直近決算期末のPBRが1倍を下回っている企業。なおPBRが1倍以上であっても過小資本によるものと判断する場合は本条件に該当するものとする。

・条件3：条件2の（i）に該当し、かつIR活動が極めて不十分と判断する企業。

(*)IR活動が極めて不十分と判断する基準は、法定開示以外の任意のIR活動がない企業。

（注）業種は、TOPIX 17業種分類を用いる。

また、以下に該当する企業の代表取締役（または代表執行役）の再任については、反対する。

③ 当社基準の独立要件を満たす社外取締役（以下、独立社外取締役という）が2名以上（プライム市場上場企業については、独立社外取締役が2名以上かつ取締役会の構成員の1/3以上）選任（上程）されていない企業の代表取締役（または代表執行役）である再任候補者。

④ 親会社または支配株主を有する企業においては、独立社外取締役が2名以上かつ取締役会の構成員の1/3以上（プライム市場上場企業については、独立社外取締役が2名以上かつ取締役会の構成員の過半数）選任（上程）されていない企業の代表取締役（または代表執行役）である再任候補者。

⑤ 豊富な株主資本または現金資産を持ちながら株主資本の有効活用が不十分と判断した企業であって、配当率が低く、かつ株主還元や資金の使途等の観点で改善策を示していない企業の、取締役在任期間が3期以上の、代表取締役（または代表執行役）である再任候補者。

ただし、以下の企業は除く。

（i） 剰余金処分案が同時に上程されている企業。

（ii） 金融業種に属する企業。なお、他の業種であっても金融関連の業務比率が高い企業を除く場合がある。

(*)豊富な株主資本または現金資産を持ちながら株主資本の有効活用が不十分であり配当率が低いと判断する基準は、以下の3条件全てに該当する企業。これらの企業について、株主還元や資金の使途等の観点で改善策を示しているか否か、確認する。

・条件1：自己資本比率が50%以上であり、かつネットキャッシュが総資産の30%以上。

・条件2：自己資本配当率（DOE）が、配当を実施している上場企業内上位25%水準を下回っている。

・条件3：直近3期のうち2期以上のROEが、同一業種内上位33%水準を上回り、かつ8%を上回る企業ではない。

⑥ 買収防衛策を取締役会決議にて導入・継続している、または株主総会に事前導入型買収防衛策の導入・継続に関する議案を上程した企業の代表取締役（または代表執行役）である再任候補者。

⑦ 情報開示が不十分（定時株主総会における事業報告等、議案の判断に必要な情報が開示されていない）である企業の代表取締役（または代表執行役）である再任候補者。

⑧ プライム市場上場企業において、役員（取締役および監査役会設置会社における監査役）が複数のセンターで構成されていない企業の代表取締役（または代表執行役）である再任候補者。

⑨ 政策保有株式を過大に保有している企業で、政策保有株式の縮減に向けた取り組みが十分に行われていると判断できない企業の代表取締役（または代表執行役）である再任候補者。

(*)政策保有株式を過大に保有していると判断する基準は、政策保有株式（みなし保有株式を含む）の保有額が純資産の20%以上である企業。ただし純資産の20%未満であっても、縮減の取り組み等で特に問題があると判断する場合には反対することがある。

⑩ プライム市場上場企業において、監査役会設置会社または監査等委員会設置会社で任意の指名委員会または報酬委員会を設置していない企業の代表取締役である再任候補者。

⑪ ESG等に関する重大な課題を抱える企業で、エンゲージメントを継続的に実施しても改善が見られない、あるいは度重なるエンゲージメントの申し出に応じない企業の代表取締役（または代表執行役）である再任候補者。特に、GHG排出量が多く当社基準でESGリスクが高いと判断した企業等。

（2）社外取締役の選任

以下に該当する候補者については、反対する。

① 企業の社会的信頼を損なわせる重大な事象（違法行為、反社会的行為、不祥事等）があったと判断した企業において、当該事象に関して責任があると判断した候補者。

(*)該当企業の判断については、「（1）取締役（社外取締役を除く）の選任」①参照。

② 独立性の観点で問題があると判断する候補者。

(*)独立性の観点で問題があると判断する基準は、独立社外取締役が取締役会の構成員の過半を満たしておらず、以下のいずれかの条件に合致する候補者。

- ・条件1：株主総会招集通知に、金融商品取引所が定める独立役員の要件を満たしている旨の記載が無い。
- ・条件2：大株主（10%以上保有）およびその親子兄弟会社・関連会社の役員（非業務執行取締役および監査役を除く）または従業員（退職者を含む。ただし、退職して5年以上経過している場合を除く）。
- ・条件3：株主総会時点で取締役または監査役としての在任期間が12年以上である。

③ 取締役会への出席状況について問題があると判断する候補者。

(*)取締役会への出席状況について問題があると判断する基準は、以下のいずれかの条件に合致する候補者。

- ・条件1：取締役会の出席率が75%未満の再任候補者。
- ・条件2：出席率を把握できる明確な情報が開示されていない再任候補者。

④ 当該企業を含めて、上場企業の役員を5社以上兼任することになる候補者。

■ (3) 監査役（社外監査役を除く）の選任

企業の社会的信頼を損なわせる重大な事象（違法行為、反社会的行為、不祥事等）があったと判断した企業において、当該事象に関して責任があると判断した候補者については、反対する。

(*)該当企業の判断については、「(1)取締役（社外取締役を除く）の選任」①参照。

■ (4) 社外監査役の選任

以下に該当する候補者については、反対する。

① 企業の社会的信頼を損なわせる重大な事象（違法行為、反社会的行為、不祥事等）があったと判断した企業において、当該事象に関して責任があると判断した候補者。

(*)該当企業の判断については、「(1)取締役（社外取締役を除く）の選任」①参照。

② 独立性の観点で問題があると判断する候補者。

(*)独立性の観点で問題があると判断する基準は、以下のいずれかの条件に合致する候補者。

- ・条件1：株主総会招集通知に、金融商品取引所が定める独立役員の要件を満たしている旨の記載が無い。
- ・条件2：大株主（10%以上保有）およびその親子兄弟会社・関連会社の役員（非業務執行取締役および監査役を除く）または従業員（退職者を含む。ただし、退職して5年以上経過している場合を除く）。
- ・条件3：株主総会時点で監査役または取締役としての在任期間が12年以上である。

③ 取締役会等への出席状況について問題があると判断する候補者。

(*)取締役会等への出席状況について問題があると判断する基準は、以下のいずれかの条件に合致する候補者。

- ・条件1：取締役会または監査役会の出席率が75%未満の再任候補者。
- ・条件2：出席率を把握できる明確な情報が開示されていない再任候補者。

④ 当該企業を含めて、上場企業の役員を5社以上兼任することになる候補者。

(5) 監査等委員会設置会社の監査等委員または指名委員会等設置会社の監査委員である取締役の選任

監査役選任の方針に準じる。

ただし、社外役員選任議案において、独立性の観点で問題があると判断する基準は、「(2)社外取締役の選任」②参照。

なお以降の基準においても、「監査役」と記載された場合、監査等委員会設置会社における監査等委員である取締役、および指名委員会等設置会社における取締役のうち監査委員である者を含む。

(6) 補欠の役員候補の選任

会社提案を尊重する。

(7) 会計監査人の選任

企業または企業の役職員に会計・財務面で企業の社会的信頼を損なわせる重大な事象があったと判断される場合については、個別に検討する。

(8) 役員報酬等

① 役員報酬額の設定・改定

以下のいずれかに該当する企業の一人あたり役員報酬額を増額する議案（監査等委員会設置会社移行による、監査等委員である取締役の報酬額の設定の場合を除く。）については、反対する。ただし法定または任意の報酬委員会を設置している企業においては、社外取締役の報酬は除く。

(i) 企業の社会的信頼を損なわせる重大な事象（違法行為、反社会的行為、不祥事等）があったと判断した企業。

(ii) 経営成績に問題がある、または株主資本の有効活用に問題があると判断した企業。ただし監査役の報酬は除く。また一部の業態については、適用除外とする場合がある。

(*経営成績または株主資本の有効活用に問題があると判断する基準は、「(1)取締役（社外取締役を除く）の選任」②条件1～条件3参照。

② 役員賞与支給

以下のいずれかに該当する場合については、反対する。

(i) 企業の社会的信頼を損なわせる重大な事象（違法行為、反社会的行為、不祥事等）があったと判断した場合。

(ii) 経営成績に問題がある、または株主資本の有効活用に問題があると判断した場合。ただし一部の業態については、適用除外とする場合がある。

(*経営成績または株主資本の有効活用に問題があると判断する基準は、「(1)取締役（社外取締役を除く）の選任」②条件1～条件3参照。

(iii) 支給対象者に監査役または社外取締役が含まれる場合。

③ 役員退職慰労金贈呈

打ち切り支給が同時に上程されている場合を除き、原則として反対する。

④ 業績連動型報酬の導入・改定（金銭報酬、株式報酬、ストックオプションを含む）

以下のいずれかに該当する場合については、反対する。

(i) 株式価値の大幅な希薄化を伴う場合

(*)株式価値の大幅な希薄化を伴うと判断する基準は、以下のいずれかの条件に該当する場合。

- ・条件1：発行済株式総数に対して5%以上希薄化する場合
- ・条件2：毎年継続的に発行する場合は、発行済株式総数に対して年間で1%以上希薄化する場合

(ii) 付与対象者が適切でない場合

(*)付与対象者が適切でないと判断する基準は、以下のいずれかの条件に該当する場合。

- ・条件1：対象者に監査役または社外取締役が含まれる場合
- ・条件2：付与対象者に取引先が含まれる（ただし付与目的が買収・第三者割当の場合を除く）場合

⑤ 業績連動型ではない株式報酬の導入・改定

業績連動型ではない株式報酬を監査役または社外取締役に付与する議案については、下記の点などを考慮した上で、賛否を判断する。

- ・社内と社外、執行と非執行など明確な対象の選別があり、監査役または社外取締役には業績連動部分がないことが明白であるか。
- ・株式報酬の比率が限定的であるか。
- ・役員退任時まで株式を保有する仕組みが確保されているか。
- ・交付される株式が大幅な希薄化を伴わないものであるか。

■ (9) 剰余金処分案

株主提案議案が同時に上程されている場合は個別に検討（内部留保を活用した成長可能性を含めて検討）し、上程されていない場合は、原則として賛成する。ただし、以下に該当する普通株式の現金配当議案については、反対する。

① 財政状態が懸念される企業の場合

(*)財政状態が懸念されると判断する基準は、3期連続赤字の企業、または自己資本比率10%以下かつ配当性向が100%以上（赤字配当含む。ただし、金融業種を除く）の企業。

② 豊富な株主資本または現金資産を持ちながら株主資本の有効活用が不十分と判断した企業であって、配当率が低く、かつ株主還元や資金の使途等の観点で改善策を示していない場合

(*)豊富な株主資本または現金資産を持ちながら株主資本の有効活用が不十分であり配当率が低いと判断する基準は、「(1) 取締役（社外取締役を除く）の選任」⑤参照。

■ (10) 株式併合

実質的に株式価値の大幅な希薄化が生じる懸念がある場合（スクイーズ・アウトを目的とする議案を除く。）は反対する。

(*)実質的に株式価値の大幅な希薄化が生じる懸念があると判断する基準は、実質的な発行可能株式総数の拡大を伴い、かつ拡大後の発行可能株式総数が現在の発行済株式総数の2倍以上になっている場合。

■ (11) 自己株式取得（取得枠の設定）

株主提案議案が同時に上程されている場合は、個別に検討（内部留保を活用した成長可能性を含めて検討）する。

■ (12) 第三者割当増資

増資の意義・効果や、発行価額の妥当性、割当先等を勘案し、株式市場の反応も参考にした上で、少数株主利益を毀損しないと判断する場合に賛成する。

ただし、財団に対する第三者割当による自己株式処分に関する議案については、下記の点などを考慮した上で、賛否を判断する。

- ・ストックオプションの付与を含めた財団への割当株が、発行済株式総数の5%以上でないか。
- ・財団に割り当てられる株式の議決権を行使しない方針となっているか、または議決権が企業および財団から独立した第三者に委託され、かつ当該第三者による行使が行われるものになっているか。

■ (13) 合併、会社分割、株式交換、株式移転

合併等案件の意義・効果や統合比率の妥当性等を踏まえ企業価値を毀損するおそれがある場合には個別に検討する。

■ (14) 買収防衛策の導入・継続

事前導入型買収防衛策の導入・継続については、反対する。有事導入型の買収防衛策については、その内容を精査し、買収防衛策のスキームや買収者と投資先企業双方の企業価値向上プラン等を考慮した上で個別に検討する。

■ (15) 資本金または資本準備金の額の増加・減少

名目上の増資または減資の場合は、原則として賛成する。

■ (16) 定款変更

定款変更議案において、原則として以下の議案には賛成する。

- ① 会社概要に関する変更（例：商号、事業年度、本店所在地の変更等）
- ② 事業目的の追加・削除
- ③ 公告方法の変更（例：電子公告の採用等）
- ④ 株式取扱規程（規則）条項の変更
- ⑤ 発行可能株式総数の縮小
- ⑥ 単元株式数の変更
- ⑦ 単元未満株式に関する規定（権利制限含む）
- ⑧ 株主総会に関する変更（例：招集地の変更、インターネット開示制度の導入、基準日の変更等）
- ⑨ 特別決議の定足数の緩和
- ⑩ 指名委員会等設置会社への移行
- ⑪ 監査等委員会設置会社への移行
- ⑫ 取締役の定員の減少
- ⑬ 監査役の定員の変更
- ⑭ 取締役の任期短縮
- ⑮ 取締役の解任要件の軽減（普通決議への移行）
- ⑯ 役職の新設、廃止
- ⑰ 補欠監査役の選任決議の効力・任期の設定
- ⑱ 取締役・監査役・会計監査人の責任限定
- ⑲ 取締役会決議による重要な業務執行の決定の取締役への委任
- ⑳ 取締役会の書面等決議の導入
- ㉑ 場所の定めのない株主総会開催を可能とするもの
- ㉒ 文言の修正・変更
- ㉓ その他、明らかに企業価値の向上に寄与すると考えられる議案

定款変更議案において、原則として以下の議案には反対する。

- ① 取締役の任期延長
- ② 取締役の解任要件の加重
- ③ 買収防衛策の導入等

上記以外については、以下の基準に従う。

- ① 発行可能株式総数の拡大
企業価値を毀損するような、大幅な希薄化が生じる懸念がある場合（拡大後の発行可能株式総数が現在の発行済株式総数の2倍以上になっている場合。スクイーズ・アウトを目的とする議案を除く。）は、反対する。
- ② 取締役会決議による剰余金の配当、自己株式取得
株主提案権が排除される場合は、反対する。
- ③ 種類株式の発行
発行条件等の詳細な内容が決められていない、もしくは開示されていない場合は反対する。
- ④ 企業価値を毀損する恐れがある場合は、個別に検討する。

（17）株主提案による議案

当該株主提案が企業価値の増大に寄与するものとなっているかどうかを判断基準とする。

株主提案において、原則として以下の議案には賛成する。

- ① 当社の賛否判断基準で反対となる取締役、監査役に対する解任（再任拒否）
（「(1) 取締役（社外取締役を除く）の選任」～「(4) 社外監査役の選任」参照）
ただし、当該総会をもって退任となる候補者は除く。
- ② 取締役の任期短縮
- ③ 取締役、監査役の責任限定
- ④ 社外役員の取締役会（および監査役会）出席率の開示を求めるもの
- ⑤ 買収防衛策の廃止
- ⑥ 株主提案による剰余金の配当の決定を排除する定款規定を変更または削除するもの
- ⑦ 役員報酬の個別開示
- ⑧ 業績連動報酬等、役員報酬の計算方法の開示
- ⑨ マルス条項またはクローバック条項の導入

また、気候変動や人権の尊重、その他ESG課題に関する情報開示の拡充や取組みの強化を求める議案には、企業の取組み状況や業務執行への影響なども勘案した上で適切と判断できる場合に賛成する。

株主提案において、以下の議案については企業価値の向上に寄与するとは考えられない、もしくは企業側に判断を委ねるべき内容であることから、原則として反対する。

- ① 当社の賛否判断基準で賛成となる役員候補に対する解任（再任拒否）
- ② 取締役人数の限定・変更、監査役人数の限定・変更
- ③ 白票の取り扱いの変更
- ④ 機関設計の変更を求めるもの
- ⑤ 取締役会議長の選任を制約するもの
- ⑥ 株主提案の理由がない、または理由が不適切と判断するもの
- ⑦ その他、企業価値向上に資することが不明確な議案

上記以外については、以下の基準に従う。

- ① 取締役または監査役の選任については、企業価値の向上に寄与することが合理的かつ十分に説明されないと判断する場合を除いて反対する。
- ② 株主提案の文字数の増加については、会社側が文字数制限を設けている場合には、賛成する。
- ③ 企業価値向上に資する可能性がある場合（剰余金処分案、自己株式取得、等）は、個別に検討する。

■ 2. 国内不動産投資法人

当社は、以下の基準に基づいて、全議案を精査し、投資先国内不動産投資法人の議決権行使する。ただし、投資先投資法人の状況や建設的な対話（エンゲージメント）の内容等によっては、投資先投資法人の中長期的価値や持続可能性の向上の観点から、以下の基準とは異なる判断を行う場合がある。

■ (1) 執行役員の選任

投資法人または資産運用会社に社会的信頼を損なわせる重大な事象（違法行為、反社会的行為、不祥事等）があつたと判断した場合は、当該事象に関して責任があると判断した候補者に反対する。

■ (2) 監督役員の選任

投資法人または資産運用会社に社会的信頼を損なわせる重大な事象（違法行為、反社会的行為、不祥事等）があつたと判断した場合は、当該事象に関して責任があると判断した候補者に反対する。

■ (3) 補欠の役員候補の選任

投資法人の提案を尊重する。

■ (4) 会計監査人の選任

投資法人の提案を尊重する。

■ (5) 規約変更

以下の議案については、投資証券の価値への影響等を考慮した上で、賛否を判断する。

- ① 運用報酬の変更
- ② 役員に支払う報酬の上限額等の変更
- ③ 資産運用の対象および方針の変更
- ④ 金銭の分配の方針の変更
- ⑤ 投資主総会に関する事項の変更
- ⑥ 資産評価方法の変更

■ (6) 資産運用委託契約に関する議案

個別に検討（投資証券の価値を毀損する恐れがあるかを検討）する。

ただし、資産運用委託契約の軽微な変更等、投資証券の価値に影響を与えないと判断できる議案については、賛成する。

| (7) 合併

合併等案件の意義・効果や統合比率の妥当性等を踏まえ投資証券の価値を毀損するおそれがある場合には個別に検討する。

| (8) 投資主提案による議案

投資証券の価値向上に資する可能性がある場合には、個別に検討する。

投資証券の価値向上に資する可能性があると判断できない場合は、反対する。

以上

※議決権行使に関するお問い合わせはメールにて承ります。
(お問い合わせ用メールアドレス:damssc@daiwa-am.co.jp)